

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、翌
日とする)

目 次

- ◇ 告 示 年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正(職員厚生課)
- 鳥取県土地利用基本計画の変更(地域振興課)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 保険薬剤師の登録(シ)
- 貸金業の規制等に関する法律による登録の取消し(中小企業課)
- 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)
- 保安林の指定(森林保全課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第四百十号

平成五年四月鳥取県告示第四百号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成六年五月二日

表を次のように改める。

年 齢 階 層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	四、一四三元	一一、七八六円
二十歳以上二十五歳未満	五、一二三元	一二、七八六円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇九六円	一三、三六八円
三十歳以上三十五歳未満	六、六九五円	一六、一三五円
三十五歳以上四十歳未満	七、一一四円	一八、二七一円
四十歳以上四十五歳未満	七、三六九円	二〇、六六九円
四十五歳以上五十歳未満	七、四六一円	二一、五五六円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇三四円	二二、六四六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九五九円	二一、五七七円
六十歳以上六十五歳未満	四、一五六円	一八、七九七円
六十五歳以上	三、九六〇円	一一、七八六円

附 則

- この告示は、平成六年五月二日から施行する。
- 改正後の規定は、平成六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第四百十一号

鳥取県土地利用基本計画を平成六年三月三十一日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成六年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中若桜町の農業地域、倉吉市、泊村、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町及び赤碕町の森林地域並びに倉吉市、日南町及び日野町の自然公園地域に係る部分を次のとおり変更する。
 （次のとおり）は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部地域振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船田医院	米子市尾高一五九	平成六年四月十六日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五丁目一三八	平成六年四月十七日

仲齒科医院

東伯郡大栄町大字由良宿一四四

平成六年四月二十一日

伊藤医院

東伯郡北条町大字江北八一

平成六年四月二十三日

車尾診療所

米子市車尾九〇四一五

平成六年五月一日

井上内科医院

米子市中島三三二一五

〃

上田耳鼻咽喉科医院

倉吉市上井町一丁目一九八

〃

瀬川医院

八頭郡船岡町大字船岡五八五一

〃

大山寺田中外科医院

西伯郡大山町大山四五七七

〃

江原齒科医院

西伯郡中山町中五七〇一二

〃

鳥取県薬学総合センター薬局

鳥取市吉方温泉三丁目七五一一

〃

鳥取県告示第四百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
天羽 桂子	鳥薬第八七七号	平成六年四月十二日
尾崎 哲	鳥薬第八七八号	〃

鳥取県告示第四百十四号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項第一号の規定により次のとおり登録の取消しをしたので、同法第四十一条第一項に基づき告示する。

平成六年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 商号

幸福商事

二 氏名

尾崎幸夫

三 主たる営業所の所在地

倉吉市上井町一丁目二二八

四 登録番号

鳥取県知事(一)〇〇二二八号

五 登録年月日

平成五年三月十五日

六 登録取消しの年月日

平成六年四月二十日

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	土地改良総合整備事業（小規模排水）桜地区区画整理	平成六年三月二十八日

鳥取県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成六年五月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字白石字鉢伏山一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年五月二日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	福助2	株式会社ニューギン
〃	CRキューティーンバー3	〃
〃	ギヤラクシー	奥村遊機株式会社
〃	ドリーム・ガールズ	〃
〃	CR・名画	株式会社平和
〃	弁慶パニック	〃
〃	エルドラフCITY2	株式会社大一商会

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】